

1. 平成29年度定期及び変更審査について

今年度、阿久和工場が閉鎖となり都岡工場を立ち上げたことを機に、環境マネジメントシステムの適用範囲を変更することになりました。各工場を適用範囲外とし、事務所内各部署を適用範囲として7月13日、14日の2日間にわたり定期及び変更審査を受審しました。文書、記録のチェック、ヒアリングなどにより環境マネジメントシステムの適用範囲が適切か、規格の要求事項に適合しているか、目的・目標の達成状況の確認、有効に機能しているかなど運用状況の評価、確認を受けました。その結果、審査員からは本社工場、都岡工場、中部営業所を適用範囲に取り入れることに検討の余地があるとの指摘を含めて観察事項4件の指摘がありました。この指摘に関し8月に審査機関での認証継続の判定会議が行われ、工場を範囲に含めなければ認証継続は難しいとの通知がありました。これを受け当社としては、指摘は当社方針に基づく活動との乖離があり認証を返上することにいたしました。対応された方をはじめ、皆様、お疲れ様でした。

折角、苦勞して構築した環境マネジメントシステムをやめるのはもったいないと思われませんが、2000年認証取得以降17年の活動の経験を活かして、費用面でも手頃で、審査人の助言が得られてコストメリットも期待できるエコアクション21に切り替えることにいたしました。

次項でエコアクション21の概要を紹介しますので、これからも継続して環境に関わる活動に取り組んでいただきますよう併せてお願いいたします。



2. エコアクション21 (EA21)の概要

エコアクション21は環境省が策定した事業者の環境活動に関するガイドラインで、事業者が環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行ってそれらを継続的に改善し、その結果を社会に公表することが要求されています。環境活動はISO14001と同様に、ガイドラインに沿った要求事項に基づいて、マネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルを回して継続的に改善していきます。即ち、計画の策定(Plan)、計画の実施・運用(Do)、取り組み状況の確認及び評価(Check)、全体の評価と見直し(Act)を行って活動していくこととなります。エコアクション21も認証・登録制度があり、認証を受けるためには審査員による現地調査、エコアクション21ガイドラインに基づいての最低3ヶ月の活動、登録審査という過程を踏まなければならない、認証までには最短で7~10ヶ月の活動を要するとのこと。

エコアクション21では事業者は持続可能な社会を構築するために、製品・サービスを含む全ての事業活動の中に、省エネルギー、省資源、廃棄物削減など積極的に環境への取り組みを行うことが求められています。ISO14001環境マネジメントシステムは国際規格であり、大企業あるいは海外との取引がある企業向け、エコアクション21は国内規格であり中小企業向けともいわれています。

ISO14001では、環境側面の項で自ら重要性を評価し、取り組みの対象とすべき事項を特定しましたが、エコアクション21では、「環境への負荷の自己チェックシート」が用意されており、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、排水量の把握が必須で、取り組みの対象として、二酸化炭素排出量削減、省エネルギー、廃棄物削減、排水量削減(節水)、化学物質使用量の削減、グリーン購入、「自らが生産・販売・提供する製品及びサービスに関する環境配慮」などの項目を特定して改善活動を行います。エネルギー投入量は全て二酸化炭素排出量に換算されるため、どのエネルギーの環境負荷が大きいか一目で分かる仕組みとなっており、取り組みの対象を特定しやすくなっています。

またISO14001の審査では、審査員はコンサルが禁止されているため、もし、パフォーマンスの向上に関する知見を審査員が持っているてもアドバイスはできませんでしたが、エコアクション21では、パフォーマンスの向上に関連する助言もできます。例えば、省エネで



高い目標を掲げ、未達成となった場合、事業者は達成する方法について、審査人に助言を求めることができるのです。そのほか、受審事業者が、環境関連法規等を適切に把握、理解することは難しいと判断される場合は、必要に応じて指導・助言を行うことが望ましいとされており、受審事業者の適用が想定される環境法規の一覧を、審査人が予め作成しておくことが必要であるとしており、事業者にとっては大変ありがたい制度になっています。多くのヒントは「環境への取組の自己チェックリスト」に載っているため、そのチェックリストにあるヒントの活用方法やその他の方法についても助言を求めることにより、一層の効果が期待できそうです。

ISO14001の規格では18項目59の要求項目（～しなければならない）がありましたが、エコアクション21では、ガイドラインに13項目29の要求項目（～する）で、ほぼ半減して身軽になっていることに加え、ISO14001は全世界、全業種を対象としているため要求事項が抽象的であり導入と運用には専門性が必要でしたが、エコアクション21はガイドラインが特定の業種向けに策定されており、要求事項は具体的であり一般知識で運用可能とされています。

エコアクション21の認証範囲は、全組織、全活動、全従業員と定められており中部営業所も対象となります。また100人未満の規模の組織では内部監査不要とされており取り組みやすくなっています。

全国の認証登録件数は7863件(平成29.9.20現在)とされています。

(ちなみにISO14001は27372件(平成28年))。

今秋から、エコアクション21の活動準備に入ります。予定では来年6月前後の認証を目指してシステムを構築していきますのでご協力のほど宜しくお願いします。



3. 気温、室温と作業効率

東日本大震災以降、原子力発電が停止して電力が逼迫したことにより節電意識が高まりました。その主要な活動の一環として環境省が旗振り役となり、提唱した夏場の室温が「28度」でした。軽装にすることで、夏場のオフィスなどでの節電を促す「クールビズ」とともに定着してきました。しかし、今年5月上旬に首相官邸で開かれた副大臣会議で、28度は「不愉快」などとの不規則発言も出たと話題になりました。電力需要は企業や一般家庭の節電により停電などの不測の事態は避けられる余裕が出てきたといわれており、そのことが前述の発言につながったと思われます。

そもそも、28度という室温の根拠はどこから来たのでしょうか。オフィスの室温について、「労働安全衛生法の事務所衛生基準規則」と「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で「17度以上28度以下」に努めるように定めています。

それでは、人が感じる快適温度は何度なのでしょう。東京都大学環境学部の調査、アンケートによると「快適」と感じる平均温度は、冷房使用時では25.4度、暖房使用時では24.3度、冷暖房を使用していないときは25度という結果が出たとのこと。また、調査では屋外の気温が高めの時は感じる室内の温度も高めとなる結果が出たとのこと、外気の温度に応じて室内の設定温度を変えればエネルギー使用量を削減できるようです。

また、早稲田大学の研究チームによる「生産性と室内環境に関する測定調査」のレポートでは25度が28度に3度上昇したときに、フロア全体で15%の省エネルギー効果に対し、時間当たりの作業効率の低下率は一人当たり6%と報告されています。

これを仮に平均月間電気使用量12万円、平均稼働日20日、在籍24名、暫定ローディング2千円/時、8時間勤務体制の部署に適用したとして試算すると、省エネルギー効果として900円/日の削減に対し、生産性ロス23,040円/日の費用増加となり、作業効率重視のほうに利があるといえます。室温28度に固執せず、賢く省エネすることが大切と思われます。

